工　事　請　負　契　約　書（案）

工　事　名　　滋賀大学（彦根）陵水会館改修工事（その２）
請負代金額　　金　　円也
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　円）

発注者　国立大学法人滋賀大学　契約担当役　理事　清廣　哲之　と受注者　　との間において、上記の工事(以下「工事」という。）について、上記の請負代金額で、次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

第１条　受注者は、別冊の設計図書に基づいて、工事を完成する。

第２条　工事は、滋賀県彦根市馬場一丁目１番１号（滋賀大学彦根団地構内）において施工する。

第３条　着工時期は、令和　年　　月　　日とする。

第４条　完成期限は、令和４年８月２６日とする。

第５条　契約保証金は、　　円以上を納付する。ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

第６条　受注者は、工事の目的及び工事材料について建設工事保険契約を締結するものとする。

第７条　請負代金（前払金を含む。）は、受注者からの適法な請求に基づき２回以内に支払うものとする。

第８条　請負代金のうち、金　　円以内の額を前払金として前払できるものとする。この支払いは、請求書及び保証事業会社保証証書を受理した日の属する月末から起算して３０日以内にするものとする。

第９条　請負代金（前払金を含む。）の請求書は、滋賀大学施設管理課に送付するものとする。

第１０条　完成通知書は、滋賀大学施設管理課に送付するものとする。

第１１条　別記の工事請負契約基準第３５第８項、第５３第３項及び第５５第２項中の遅延利息率は、「年３％」である。

第１２条　別記の工事請負契約基準第４６第１項第１１号イを次のとおり読み替えるものとする。

イ　役員等（受注者が個人である場合はその者を、受注者が法人である場合はその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

第１３条　この契約についての必要な細目は、国立大学法人滋賀大学契約事務取扱細則によるものとする。

第１４条　この契約について発注者と受注者との間に紛争が生じたときは、双方協議の上これを解決するものとする。
第１５条　この契約に関する訴えの管轄は、滋賀大学所在地を管轄区域とする大津地方裁判所とする。
第１６条　この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記の契約の成立を証するため、本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和３年　　月　　日

発注者　　彦根市馬場１丁目１番１号
国立大学法人滋賀大学
契約担当役　理事　清廣　哲之

受注者